

# 道路位置指定の取扱い要領

〔平成16年 8月 2日〕  
〔都市整備部長決裁〕

## 【一般事項】

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受ける場合は、建築基準法施行規則第9条の規定に基づき申請すること。

申請書（様式第1号）は、次の各号に掲げる図書を添付し、正副2部提出すること。

1. 付近見取図
2. 地形図
3. 実測図（計画平面図）
4. 断面図
5. 構造図
6. 土地登記事項証明書
7. 道路の位置の指定承諾書（様式第5号）
8. 印鑑証明書（様式第6号）
9. その他

## 【申請書添付書類についての注意】

1. 付近見取図

縮尺1/2,500（都市計画図）とし、下記事項を明記すること。

- （1）方位
- （2）位置指定区域とその位置（赤線で囲む）
- （3）位置指定区域において、排水される雨水等の流末・河川への経路  
（経路状況は、水色で着色のこと）
- （4）区域周辺の道路および目標となる建築物

2. 地形図

法務局備付けの公図とし、下記事項を明記すること。

- （1）方位
- （2）位置指定区域（赤線で囲む）
- （3）地名・地番・地目
- （4）公共用地（道路・水道等）の位置
- （5）指定を受けようとする道路の位置（着色）

### 3. 実測図（計画平面図）

縮尺は1/500以上とし、下記事項を明記すること。

- (1) 方位
- (2) 位置指定区域の境界
- (3) 指定を受けようとする道路の位置・延長・幅員・勾配
- (4) すみ切りおよび回転広場の寸法
- (5) 排水施設の位置・種類・内法寸法・流水の方向・勾配
- (6) がけ、または擁壁の位置・形状
- (7) 敷地の一区画の面積（宅地割を含む）
- (8) 土地の高低、その他地形上特記すべき事項
- (9) 既存建築物の位置

### 4. 断面図

縮尺は1/50以上とし、幅員・構造別に表示し下記事項を明記すること。

- (1) 路面・路盤の詳細
- (2) 道路側溝等の位置・形状・寸法
- (3) 隣接する敷地の位置

### 5. 構造図

縮尺は1/20以上とし、各構造物等を詳細に表示すること。

### 6. 土地登記事項証明書

位置指定区域全体についての登記事項証明書を添付すること。

### 7. 道路位置の指定承諾書（様式第5号）

指定を受けようとする道路の敷地である土地の所有者、および地上権者その他その土地にある建築物、または工作物に関しての権利を有する者の承諾書を添付すること。

### 8. 印鑑証明添付書（様式第6号）

印鑑証明書は、申請人のほかに関係人全員のを添付すること。

なお、上記7. の承諾書の印鑑と合致するものであること。

### 9. その他

- (1) 河川・水路および道路等の占用あるいは、工事の許可を必要とするときは、その許可書の写し。
- (2) 雨水および生活排水を農業水路に放流する場合は、水利管理者等の承諾書の写し。
- (3) 風致地区内・急傾斜地崩壊危険地区内等で許可を必要とするときは、その許可書の写し。
- (4) 農地にあつては、農地法による転用許可証の写し。
- (5) 代理人が申請者に代って申請を行う場合は、申請等に関する一切の権限を委任する旨の委任状。

### 【道路の構造および検査】

1. 申請道路の築造工事の施工は、申請書を市長に提出し、基準に適合する旨の通知を受けてから着工するようにすること。
2. 申請書の提出後に当該道路工事を行う者は、着手後、すみやかに道路築造着工届（様式第3号）を提出すること。
3. 道路の位置の指定を受ける者は、側溝その他によりその位置が明らかな場合を除きコンクリート又は石等により当該道路を標示しなければならない。  
（秋田市建築基準法施行細則第14条）
4. 申請書のとおり道路の築造工事が完了したときは、工事写真を添付して、道路築造完了届（様式第4号）を提出すること。
5. 道路築造完了届の提出後、すみやかに完了検査を行う。
6. 検査完了後、申請道路部分を分筆・公衆用道路に地目変更したことがわかる公図の写しと土地登記事項証明書を提出すること。

### 【道路の指定通知】

完了検査により、道路が申請書のとおり築造されていると確認したときには、建築基準法施行規則第10条に基づき公告を行い、道路位置の指定書を申請者に通知します。

### 【道路の維持管理】

道路の位置の指定を受けた者および土地の所有者は、自らの責任において当該道路を常時適正な状態に維持管理しなければならない。なお、道路の権利を譲渡する場合は、新たな権利者にその義務を承継すること。

### 【その他】

1. 他法令の許可・届出等が必要な場合は、許可・届出等の手続き等を済ませた後に申請すること。
2. 建築確認申請は、申請道路の道路位置の指定書の通知後に申請すること。
3. この取扱い要領に定めのない事項、およびそれ以外の事項については、別途協議して定めることとする。
4. 指定済み道路の変更及び廃止の申請をしようとする者は、道路変更又は廃止申請書（様式第2号）に省令第9条に規定する図面及び承諾書を添えて提出しなければならない。  
（秋田市建築基準法施行細則第15条）

# 道路位置の指定申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

申請者氏名

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受けたいので、建築基準法施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1	申請者の住所 および氏名				
2	申請道路位置の 地名地番および地目				
3	申請理由	<input type="checkbox"/> 宅地造成のため <input type="checkbox"/> その他 ( )			
4	道路の幅員 および延長				
5	工事施行の有無	<input type="checkbox"/> 工事を行う <input type="checkbox"/> 工事を行わない			
6	申請道路地域内 権利関係者	(1)土地所有者数 名	(2)土地使用者数 名	(3)建築物、工作物 の権利者数 名	
7	工事予定年月日	着工	年 月 日	竣工	年 月 日
8	指定年月日 ※ 番号	指定年月日	年 月 日	指定番号	第 号
	受付欄	備考			

※印欄は記入しないでください。

様式-第1号

# 道路位置の変更（廃止）申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

申請者氏名

道路の位置の変更（廃止）を受けたいので、秋田市建築基準法施行細則第15条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1	申請者の住所 および氏名					☎			
2	申請道路の指定 年月日および番号	指定年月日	年	月	日	指定番号	第	号	
3	変更(廃止)の理由								
4	工事施行の有無	<input type="checkbox"/> 工事を行う		<input type="checkbox"/> 工事を行わない					
5	変更（廃止）前			変更（廃止）後					
	地名地番地目	延長(m)	幅(m)	地名地番地目	延長(m)	幅(m)			
6	申請道路地域内 権利関係者	(1)土地所有者数 名	(2)土地使用者数 名	(3)建築物、工作物の 権利者数 名					
7	工事予定年月日	着工	年	月	日	竣工	年	月	日
	受付欄	備考							

# 道 路 築 造 着 工 届

年 月 日

(宛先) 秋田市長

申請者氏名

次のとおり道路の築造を着工したので、届出します。

1 指定を受けた者の 住所および氏名			
2 指 定 年 月 日 お よ び 番 号	年 月 日 第 号		
3 申請道路位置の 地 名 地 番			
4 道 路 の 幅 員 お よ び 延 長	幅員	メートル	メートル
	延長	メートル	メートル
5 施 工 者	住 所 氏 名		
6 着 工 年 月 日	年 月 日		
備考	受付 No.		

着工後、すみやかに提出してください。

様式-第3号

# 道 路 築 造 完 了 届

年 月 日

(宛先) 秋田市長

申請者氏名

次のとおり道路の築造が完了したので、届出します。

1 指定を受けた者の 住所および氏名			
2 指 定 年 月 日 お よ び 番 号			
3 申請道路位置の 地 名 地 番			
4 道 路 の 幅 員 お よ び 延 長	幅員	メートル	メートル
	延長	メートル	メートル
5 道 路 位 置 の 表 示 方 法			
6 竣 工 年 月 日	年 月 日		
備考			
	受付 No.		